

著作権取扱規則に関する細則

1 「日本不動産学会誌」、「日本不動産学会秋季全国大会（学術大会）論文集」等に係る著作権取扱規則（以下「規則」という）第2条に定める契約は、次の各号に定める方式で交わすものとする。

(1)投稿論文

日本不動産学会誌審査付論文投稿規程及び学術講演会審査付論文投稿規程に著作権の譲渡を明記するとともに、投稿原稿審査申込書の中にこれへの同意を得る

(2)依頼執筆原稿

執筆依頼書に著作権の譲渡を明記するとともに、執筆承諾書の中にこれへの同意を得る

(3)シンポジウム等での講演・発言

出演依頼書に著作権の譲渡を明記するとともに、出演承諾書の中にこれへの同意を明記して署名を得る

2 本学会は、著作権が本学会に譲渡された著作物について、著作者本人から利用許諾申請があったときは、許諾するものとする。ただし、商業的利用を目的とする場合は、当該著作物の刊行後1年を経過するまでの間、その許諾を留保することができる。

3 本学会は、著作権が本学会に譲渡された著作物について次の利用許諾申請があったときは、規則第4条の規定に従い、当該利用に伴い、当誌名、当該著作物が掲載された当誌の巻・号及び当誌初出であることを明記することを条件として、原則として無償での利用を許諾するものとする。

(1)出版社等から、当該著作者を著者、分担執筆者等とする刊行物への再掲載の許諾申請があったとき

(2)機関リポジトリ事業に取り組む大学図書館等の機関から、再掲載の許諾申請があったとき

(3)講演会主催者等から、当該著作者による講演の配信資料として利用したい旨の許諾申請があったとき